

財務省告示第百八十七号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することができる者として次のようにより定め、平成十六年四月一日から適用する。

平成十六年三月三十一日

財務大臣 谷垣 穎一

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十一年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用することができることを税関長に証明した者又は税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）第四条第二項（電子情報処理組織による申請等）の規定による通知及び交付を受けた者